

たてるときに、この水は所願成就と言われることを政府要人に話したところ、ここにいる全ての人の願いがかなうのかと言われたそうです。ミネラル豊富な霊験あらたかなこの水で観音様の心が宿るのだと話されたとか。人の心の中に戦争があり、皆の中に平和がある。全ての発信源は心にある。こうありたいと思う心が遺伝子を変えていく。心がけ次第で考え方、行動、人生観、価値観も変えていく。過去の経験の全てが心に積重される。人は生まれたときには生命記憶を荷物として持っています。当然、自我は意識のもとに持っていますが、命の尊さを説いていただいた時間でした。一人一人が平和を求めれば、世界中が平和になると感じました。

以上です。

議長 以上で、議員派遣についての報告を終わります。

日程第3、これから一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

通告1番、7番議員、清水亜樹君。

7番 改めまして、おはようございます。通告1番、7番議員、清水亜樹です。

通告に従い、1、風水害の対応、対策について、2、町長の選挙公約の進捗状況について、質問いたします。

近年、地球温暖化の影響による気候変動などに伴い、我が国では台風や集中豪雨などによる被害が相次ぎ、特に梅雨前線の停滞や日本列島を縦断する台風がもたらす豪雨により、大災害が各地で発生しています。

ことし9月には、千葉県を中心に強風の被害をもたらした台風15号、その1カ月後には大型で強い台風19号が伊豆半島に上陸し、関東甲信越、東北地方などに甚大な被害をもたらしました。

この一連の災害でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された地域の方々の一日も早い復旧、復興を願っております。

この台風19号の接近の対応として、政府や各自治体などは台風15号の初動対応のおくれの反省もあり、週末の夜に上陸した大型の台風に対して万全の体制で備えましたが、事前の想定、想像を超える雨量となり、各地で甚大な被害となりました。

本町においては、職員をはじめ、消防団員の方々や、各自主防災組織など

の方々から初動から対応していただき、被害は最小限にとどまりました。心から感謝しております。

町の状況としては、記録的な雨量となり、警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、避難所開設を拡大され、気象情報は最終的に初めて大雨特別警報が発表されました。

地球温暖化の影響による異常気象や、大型台風の接近は、今後さらに高まると言われております。

そのことから、さらに町民が安心して過ごせるまちづくりを目指すことが重要と考え、次の質問をいたします。

1点目として、国は平成31年3月に、避難勧告等に関するガイドラインを改定し、行政は避難行動が容易にとれるよう防災情報をわかりやすく提供することとなりましたが、避難情報等の伝達は適切に行われたのかを伺います。

2点目は、町内全域に、避難準備・高齢者等避難開始を発令しましたが、要配慮者や避難行動要支援者などの方々への対応があったのかを伺います。

3点目は、今回の台風19号の対応として6施設で避難所を開設しましたが、運営の状況や課題について伺います。

次に、大項目2点目の、町長の選挙公約の進捗状況について伺います。

昨年12月の町長選挙において、多くの町民の付託を受け、小田町政がスタートしてから1年が過ぎようとしています。町長の公約の進捗状況については、多くの町民が期待と関心を持っております。

そこで、次の質問をいたします。

1点目は、子育てカフェ・レストランや、障がい者、高齢者等の居場所づくりへの検討の状況を伺います。

2点目は、児童コミュニティクラブの毎週土曜日開所と、障がい児の受け入れの検討の状況を伺います。

3点目は、校庭、園庭の芝生化への検討の状況を伺います。

4点目は、英語教育の充実として、海外留学やホームステイの実施への検討の状況を伺います。

以上、登壇での質問といたします。

町長 清水議員からは、風水害の対応、対策についてということで3項目、また、

町長の選挙公約の進捗状況ということで4項目の御質問をいただいております。

まず、風水害の対応、対策についてですが、本年10月に上陸した台風19号は、広範囲にわたる強い勢力と、その後継続した大雨の影響もあり、さきの台風15号の被災地を含め、関東甲信越地方や東北地方に甚大な被害をもたらしました。

本町においては、幸いにも人的被害や建物被害等の報告はなかったものの、降り出しからの総雨量は庁舎雨量計で281.5ミリを記録する大雨に見舞われたことから、一部の道路施設の崩壊や、のり面からの土砂流出、倒木といった被害が発生いたしました。

ところが、県内においては、全壊家屋53棟、半壊家屋722棟、床上床下浸水は1,494棟といった建物被害ばかりか、死者9名、重軽傷者40名という極めて深刻な人的被害が発生しており、そのほかにも河川の氾濫や崖崩れといった災害も発生し、近年にない大きな被害がもたらされてきました。

このように、極めて勢力の強かった台風19号の接近に伴い、本町においても前例のない避難情報の発令と、6施設に及ぶ避難所の開設を行いました。

1点目の、避難情報等の伝達は適切になされたかという御質問ですが、まず一連の対応について、その概要を御説明いたします。

台風19号に関しては、気象台からの情報発信や記者会見等も非常に早い段階でなされたため、上陸3日前に当たる9日の時点で、幹部職員による警戒対策会議を開き、自主避難所開設の方針を決めました。

上陸の前日に当たる11日に2回目の警戒対策会議を開き、自主避難所の開設時刻を12日午前7時と決め、自治会長と民生委員の皆様と事前に連絡するとともに、防災行政無線とあんしんメールにより町民への事前周知を実施いたしました。

12日、自主避難所開設時刻の午前7時に合わせ、1号配備職員を参集、警戒対策本部を立ち上げたところ、午前7時5分に土砂災害の危険度をあらわす大雨警報が発表されました。

これは、警戒レベル3相当とされ、避難準備・高齢者等避難開始の発令判断の目安となるものであることから、避難情報の発令に向け、午前8時に2

号配備職員を参集、災害対策本部へ体制を移行した上で、全ての指定避難所の開設に向けた準備に取りかかりました。

その後、雨量の実況や予測に関する情報を収集するとともに、土砂災害危険度メッシュ情報や河川水位情報などを注視しながら、避難情報の発令時期を検討していたところ、午前9時28分に洪水に関しても警戒レベル3相当となる洪水警報が発表され、加えて、今後の雨量も増える見通しとなっていたことから、土砂災害及び洪水の危険度が高まったと判断し、9時50分に町内全域へ警戒レベル3とする避難準備・高齢者等避難開始を発令し、自治会長に連絡するとともに、町民への周知を行いました。

午後0時25分に土砂災害において、警戒レベル4相当となる土砂災害警戒情報が発表されたわけですが、町内の土砂災害危険度メッシュ情報においては危険度が上がっていない状況であったため、これを注視していたところ、午後4時55分の段階で、柳・高尾・赤田地区の危険度が上がったことから、同地区の土砂災害警戒区域内を対象に警戒レベル4となる避難勧告を発令し、当該地区の自治会長に連絡するとともに、対象地区の住民に周知いたしました。

なお、河川に関しては、午後8時10分に酒匂川で当町が基準地点としている富士道橋の水位が避難準備・高齢者等避難開始の発令目安となる避難判断水位に達しましたが、既に、町内全域に避難準備・高齢者等避難開始を発令しておりましたので、この水位の上昇に伴う避難情報を出すことはいたしませんでした。

そのほかの河川も、このころをピークに、その後大きく水位が上昇することとはなかったため、警戒レベル4となる避難勧告の発令を判断するような状況には至りませんでした。

午後8時50分に警戒レベル5相当となる大雨特別警報が発表され、Jアラートによる注意喚起放送が流れたわけですが、それまでの消防団等による町内警戒においても、災害の予兆となる現象は見当たらなかったことや、既に、本町での風雨が小康状態となっていたため、この情報に伴う避難情報の発令は行いませんでした。

以上が、本町における避難情報等の伝達状況となるのですが、ひとまずは、

国のガイドラインを踏まえた町の判断のもと適切に避難情報を発令し、関係者への連絡はなされたものと考えております。

今回、初めて町内全域に避難準備・高齢者等避難開始を発令したわけですが、この発令に伴う町の対応が十分であったかどうかは検証の余地があると思いますので、振り返りなどを行い、今後に役立てていきたいと思っております。

また、新たに設けられた警戒レベルによる情報発信が、住民の皆様にとってわかりやすいものとなったか否かについては、今後予定している自主防災組織リーダー等の研修会などを通して検証してまいりたいと考えておりますが、実務側の我々といたしましては、気象庁等の発表する相当情報と各種実況や予測情報など総合的に勘案した上で、避難情報を発令するという考えのもと、この警戒レベルについても目安として活用していきたいと考えております。

二つ目の、要配慮者、避難行動要支援者等への対応についてですが、避難所の開設や各種避難情報の発令に際しては、自治会担当職員を通じて自治会長へ、また介護福祉課職員を通して民生委員へそれぞれ連絡をとらせていただきました。

自主避難所の開設については、前日周知という形をとったことから、民生委員の方々が担当支援者に連絡をとっていただいたおかげで、要支援者御本人からも町に対して台風の状況や避難の要否、避難時期、避難所の開設時間などについて確認を求める問い合わせを多くいただいたところであります。

風水害に関しては、避難中に被災される方が非常に多いため、自宅の立地条件等によっては避難所に避難するよりも家の中の安全な場所に避難したほうが安全なケースが多いと言われております。

しかし、要支援者の方々の心情といたしましては、自宅でじっとしていることの不安が非常に大きいものであることを、要支援者の方々とのかかり合いで実感いたしました。

自治体の中には、避難の必要性が不明確になるという理由で、自主避難所は開設しないという自治体もあると聞いておりますが、本町といたしましては、改めて自主避難所の開設はもとより、開設の周知も直前ではなく前日に

周知したという判断は適正であったと感じております。

要支援者の避難の仕方については、家族や支援者の協力により実行されるものと理解しており、今回も支援者による避難時の送迎があったと聞いており、支援者の御協力に心から感謝するところでございます。

避難所においては、車椅子を使ったほうがよいと思われる方の避難があったため、急遽、車椅子を庁舎から持ち込んだというケースもございましたが、避難所の配備職員と連携をとりながら臨機応変に対応いたしました。

また、避難所の開設に当たっては、要支援者を初めとする健康に不安のある方の避難もあることから、保健師を待機させることなどにも配慮いたしました。

今回の要配慮者や避難行動要支援者等への主な対応については、こういった状況となるのですが、今回、台風接近に伴う避難ということで、大きな被害もなく避難も短期間で済んだことから、特段大きな問題はなかったと認識しているところであります。

三つ目の、避難所の運営状況や課題についてですが、前述のとおり、今回の台風19号では、気象台からの情報発信や記者会見等も非常に早い段階でなされたため、上陸3日前に当たる9日の時点で自主避難所の開設を決定することができ、それに伴う自主避難所の開設準備もさることながら、各避難場所への使用物品の搬入まで事前に終わらせることができました。

なお、自主避難所の開設時刻については、近隣市町などと連絡を取り合い、各市町の対応なども参考に決定いたしました。

さきの台風15号の被害報道などから、各市町とも被害の度合いにかかわらず相当数の避難者が避難してくるであろうと予測していたところ、本町においても相当数の避難者が避難してまいりました。

全6施設の避難者の延べ人数は、大井小学校24名、総合体育館132名、湘光中学校31名、相和小学校3名、いこいの村あしがら28名、そうわ会館2名、合計220名となっております。

特記事項といたしましては、町外居住者を受け入れたことや、ペット同伴の避難者を受け入れたことなどがございます。

ペットについては、専用のゲージに入れた状態で避難者の居住スペースと

隔離した場所での避難という条件で、受け入れを認めることといたしました。

時間経過による避難者の動きといたしましては、正午の段階で64名だった避難者も、台風接近に伴い増加が顕著にあらわれ、ピークとなった午後8時には218名に達しました。

午後9時以降は天候が落ちついてきたこともあり、避難者からは帰宅を希望する声が聞かれ始めました。

足元の悪い夜間での帰宅による危険性を懸念いたしましたが、既に帰宅を引きとめることが困難な状況となっていたため、翌朝まで避難所に滞在することも可能であることをお伝えした上で、帰宅希望者にあつてはお帰りいただいても構わないという対応をとりました。

午後10時30分の時点で、小中学校の体育館は避難者全員が帰宅したため、同時刻で避難所を閉鎖し、残りの避難所に関しても、翌日の早朝には避難者全員が帰宅したため、午前6時30分に閉鎖いたしました。

避難中の飲食物については、各自で持参するよう呼びかけたこともあり、炊き出し等は実施しておりませんが、備蓄毛布については貸し出すことができるよう準備していたところ、ほぼ全ての避難者が利用したという状況でした。

避難所として開設した施設の状況といたしましては、配備職員からも小中学校の体育館の居住性の悪さ、特にすき間からの風雨の吹き込みや、老朽化による雨水の侵入、雨音のすごさなどの報告がありました。

台風接近に伴う特有の現象であると思いますが、避難所としての機能を大きく損なうような不具合については改善を図ってまいりたいと思っております。

また、避難所での情報不足を補うためラジオの準備もしていたわけですが、施設によっては屋内での受信状態が芳しくなく、急遽、職員が張り紙等で台風の現況などを掲示する施設もあったことから、避難所における情報収集のあり方については課題が残るものとなりました。特に、状況が全くつかめない環境に置かれた避難者の不安は非常に大きいものであると思っておりますので、対応を検討していきたいと思っております。

このように、避難所を開設したことにより、改善点が浮き彫りとなったこ

ともあり、別途、避難所の対応に当たった職員の気づきを反省事項として取りまとめ、今後の避難所開設に役立てていきたいと考えております。

また、今年度、第3回の自主防災組織リーダー等研修会でも、今回の台風19号をテーマに意見交換などを行いたいと考えており、内外からの意見を踏まえ、今回の経験が無駄にしない対策を進めてまいりたいと考えております。

2点目の、町長の選挙公約の進捗状況を問うにつきまして、順次お答えいたします。

まず、1点目の、子育てカフェ・レストランや、障がい者・高齢者等の居場所づくりへの検討状況についての御質問ですが、本年3月議会におきまして、同様の御質問に対し答弁しておりますが、その後の状況ということでお答えします。

まず、子育てカフェ・レストランについてですが、小さなお子さんと一緒でも周囲に気を遣わずに、いつでも気軽に立ち寄れる子育て世代が交流できる環境整備、いわゆる居場所づくりの施設の設置になりますが、場所や設置方法、運営方法など、具体的な状況は進んでおりません。

一般的に子育てカフェ・レストランといいますと民間事業者等による経営や、行政が施設を設置したとしても、民間事業者等に運営を委託しなければならないなど、課題が多いのが現状です。

また、既存の公共施設での使用状況を踏まえると、カフェ・レストランの設置は難しいと考えているところです。

私の公約であります子育てカフェ・レストランについては、子育て世代や高齢者を含め、いつでも集えるような施設を想定しているところで、そういった場所において、飲食等を持ち寄るなどしていただきながら自由に交流、団らんしていただければと考えております。

いずれにしましても、お子さんと一緒に子育て家族間の交流ができ、お子様の安全も考慮したカフェ・レストランの設置となると、ハードルが非常に高くなりますので、町民が気軽に集える場所の設置に向けて、引き続き検討していきたいと考えております。

また、高齢者の居場所につきましては、介護予防事業において平成15年度より「おい！元気会」を町内12会場で開催しております。

この事業は、60歳以上の方ならどなたでも参加ができる事業であり、開始から16年たち地域に定着しております。

また、運営を「おい！元気会運営サポーター」と協力して開催しているのも特徴であります。

参加人数がほぼ横ばいで年齢層も固定化していますが、より参加しやすい会場であることを考え、今年度からはこれまでの会場に加えて宮地自治会館での開催を開始し、会場を13会場として実施しております。

介護予防につきましては、介護保険制度改正に伴い、より時代に沿った内容で展開を行っております。

しかしながら、高齢化は着実に進んでおり、高齢者の自立支援、重度化防止に向けた取り組みは必須であります。

また、2025年問題は本町でも避けて通れない問題となっております。このため、今年度については県事業である、住民主体の通いの場への専門職派遣モデル事業を行っており、現在1カ所の通いの場をモデルに理学療法士と歯科衛生士を3回派遣し、介護予防に資する助言を行い、住民が介護予防活動を効果的、かつ継続的に取り組むことができるよう事業を展開しております。

来年度については、町事業としての実施を予定しており、3カ所程度の通いの場に対して、今年度同様に理学療法士と歯科衛生士を派遣する予定であります。

なお、通いの場につきましては、町社会福祉協議会が支援する、小地域福祉活動として以前から取り組んでおられる、いわゆる、地区ふくしの会と呼ばれる組織であります。

町としましては、その取り組みを補完する目的で専門職派遣事業を実施し、より多くの通いの場が住民主体で開催されることを後押しできるよう取り組みを行っていく予定であります。

次に、児童コミュニティークラブの毎週土曜開所、障がい児の受け入れの検討の状況についての御質問にお答えいたします。

コミュニティークラブの保育時間の拡大については、一昨年度から長期休業期間中における開所時間を8時から7時30分に30分早め、利用者のニーズに対応し、児童に対する安全性の確保に努め、よりよい子育て支援となるよう

対応してまいりました。

御質問の土曜開所については、現在、4月、5月、1月を除いた毎月第1土曜日と、運動会や学校公開日など学校行事が土曜日の場合に実施しております。

実施に当たっては、事前に保護者からの利用希望による申込制で、土曜日に保護者が就労等で留守家庭になる児童のみを対象としております。

昨年度の土曜日の利用者の平均実績は、おおい児童コミュニティクラブが1.6人、かみおおい児童コミュニティクラブが0人という状況でございました。

平日の利用者の平均実績は、おおい児童コミュニティクラブが65人、かみおおい児童コミュニティクラブが40人ですので、これらに比べて非常に少ない状況となっております。

土曜開所の実施回数の拡大については、所管である子育て健康課に保護者から直接意見をいただいたことはございません。

土曜日保育の状況は申し上げたとおりでございますので、現在の運営を実施していきたいと考えておりますが、今後、実施回数の拡大のニーズが高まれば実施回数を増やしていく方向で検討していきたいと考えております。

次に、障がい児の受け入れについての御質問についてお答えいたします。

児童コミュニティクラブの目的は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に在籍している児童に対して、適切な遊びや生活の場を与えることにより、児童の安全と健全な育成を図ることとしています。

この目的を果たすため、児童コミュニティクラブでは、障がいがある児童もできる限り受け入れる方向で考えておりますが、現実問題といたしましては、コミュニティクラブに対応できる専門員がいないこと、また、施設がバリアフリーになっていないこと、さらには学校からコミュニティクラブまでの送迎などの課題があり、受け入れが厳しい状況でございます。

現在、障がいがある児童は、障害福祉制度のサービスにおいて、放課後等デイサービスを実施している事業所を利用しております。家庭にかわり、一時的な預かりといった点においては、児童の安全や適切な遊びなどの支援が整っている放課後等デイサービス事業所のほうが、障がいがある児童のためにはよいのではないかと考えられます。

また、所管である子育て健康課に、障がいがある児童の保護者からの入所相談は、今までございません。

このような状況でございますが、町といたしましては、これまで同様に児童の障がいの程度や、コミュニティークラブでの安全性、保護者の意向などを総合的に判断し、受け入れが可能な範囲で対応していきたいと考えております。

次に、3点目の、校庭・園庭の芝生化の検討状況についてですが、校庭・園庭の芝生化は、多くの方々に御協力いただくことで学校の環境整備に加え、町民同士のつながりを深めるということから公約とさせていただき、具体的な内容については、現在、教育委員会から意見聴取を行っております。

教育委員会では、校長・園長会や校長・園長と個別にヒアリングを通して各園・学校と検討を行っているところです。

その中で、まず、実際に公立小学校の校庭芝生化に教頭職で携わった方からも意見を聞いたところ、校庭を使用する児童のけがが激減すること、夏場は校庭の温度が下がり涼しく感じられること、風による砂ぼこりが起きずに近隣への迷惑が起きにくくなること、芝生の緑に心が癒されること、児童にとっても自然に対する学びの機会が生まれることなどのメリットがあるとのことでした。

反面、芝の植えつけ、芝刈り、散水や施肥など維持管理には地域や保護者の協力が欠かせないこと、芝生の養生のため一定期間、校庭・園庭が使用できなくなること、土壌分析、スプリンクラーの設置、芝刈り機の導入などの莫大な初期費用がかかること、維持管理上、肥料代等の費用、刈り取った芝の処理、維持のためのエアレーション、運動会等のためのライン用のペンキ費用などが経常的にかかること、全面芝生化した場合、学校開放で校庭を利用するサッカー以外の団体の理解を得なければならないこと、児童生徒の芝アレルギーへの対応があること、さらに、実際に児童から運動会の徒競走等で全力で走りにくいといった意見があったり、教員が作業を手伝わざるを得ないようなこともあったようです。

また、各園、各学校とのヒアリングの中では、現在実施している土のよさに触れるところの泥遊び等の場所の確保、芝生を管理する上で必要となるス

プリンターの設置、芝生のメンテナンスなどの課題、小中学校では、陸上競技や、運動会、体育祭等の行事、部活動への支障、工事中や芝生の養生期間の校庭の確保、芝生のメンテナンスなどの課題が挙げられています。

芝生化について、各園・学校ではメリットも十分に理解しつつ、それぞれの現場においては課題や心配ごとがあるのも実情のようです。

近隣の実施校での手法や成果などもさらに研究し、あわせて各園・学校の現場の意見も十分に聞きながら、全面芝生化か部分芝生化かなども含め、メンテナンス手法、コスト面を含め幅広い角度で検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の、英語教育の充実として、海外留学、ホームステイへの実施検討の状況を伺うの質問ですが、私の選挙公約であります、中学生に海外留学や国際交流のチャンスを与え、国際感覚豊かな人材育成を目指しているところです。

近隣市町では、姉妹都市を結んで、海外留学、ホームステイの取り組みをしているところもあり、中学生の交流のみならず、町としての交流事業の一環としても考えるところです。

町といたしましても、中学生に海外体験研修の機会を提供し、外国の文化、マナーに触れながら生きた英語を学び、異文化への興味を養うとともに、英語学習への意欲の向上を図りたいと考えています。

そこで、事業への足がかりとして、国内にいながら異国の文化、生活習慣に触れ、生きた英語が学べる国内留学を検討し、幾つかの施設を比較してきました。

その結果、日本にいながら英語しか使えない環境と、イギリスの文化を学べる機会を提供できる福島県のブリティッシュヒルズを候補とし、来年度から実施していきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

7 番 答弁いただきましたので、再質問させていただきます。非常に御丁寧な答弁だったので、ちょっと時間がないので、はしょっていききたいと思います。

まず、台風19号についての対応として御答弁いただきました。

まず初めに、今回、町が開設した避難所に避難された方というのは、今、

答弁では220名ということでしたけれども、この220人というのは町はどういうふうに分しているのか、多かったのか、想定より少なかったのか、この辺をお伺いしたいと思います。

防災安全室長 町長の答弁にもありましたとおり、大井町で避難所を開設したというのが、今回、台風19号が初めてだったというところでございまして、具体的に何人ぐらいが避難してくるのかというところは正直こちらでも数字的な部分については持ち合わせておりませんでした。220名という結果につきましては、感想といたしましては、非常に多かったというような理解でおります。

以上でございます。

7 番 この台風19号というのは、私は今回、結果的には大した被害がなかったということなんですけれども、本当にちょっとすれすれのところ、逼迫していたというふうに私は思っています。本当にちょっと気象条件がかわっただけでも、例えば酒匂川などの氾濫ということも起こり得るんだと思うんです。

私は避難者の人数というのは少なかったというふうに思っています。というのは、警戒レベル3で避難準備・高齢者等避難開始というのが発令していたんですけれども、それにもかかわらず、さほどの人が動いていないなど、行動に移していないというのが感想です。この伝達方法というのも、町の職員の方がいろいろ工夫してやられたかと思うんですけれども、あんしんメール等を見ますと、決して避難を呼びかけているメールではなかったんです。避難所を開設しましたというようなメールの内容でした。避難勧告ということが発令したときのメールも、避難をされる方はこういったものをお持ちくださいというような形のメールでした。私はこのメールは、その段階での判断というのは非常に難しいかとは思いますが、もう少し強い呼びかけでもいいのではないかなというふうに思っています。こういったことは発令は町長の判断で行っていることだと思うんですけれども、最終的には。空振りには許されると思うんです。ただ、見送りというのは、災害が起きた場合に、こういった伝達方法だと本当に取り返しのつかないようなことになり得ると思いますので、この辺のメールの伝達、先ほどの答弁でいろいろな課題はあったということで、今後検証していくということは言われましたけれども、この辺、もう一度御答弁いただけますでしょうか。

町長 今御指摘のことは十分よくわかることであります。しかし現場におきまして、私も初めての経験だったんですけれども、職員の話等いろいろ聞いた中で、避難命令みたいなことを出す段階なのかなという気持ちはありました。防災担当のほうもいろいろ河川の状況などを常に見て、また消防団の方々の報告も受けた中で、命令までは大丈夫だろうという、甘いといえれば甘いんですけれども、空振りが許される状況が、最近の状況では空振りを非難する人もいなくなっている状況かと思えますけれども、そういったことも含めまして、今後の判断材料というか方向性をしっかりと見て、仮に非難されても早目に出すことが一番いいことなんでしょうけれども、それによって余り振り回すことになっていけないという状況も、今現在というか現状考えているところでありまして、早目に出すのが心得かなと、いいのかなというのは反省しています。

以上です。

7 番 町長も今回初めてということで、非常に言ったらあれですが、参考にはなかったのではないかなと思いますので、今後の教訓として次の段階でいろいろと検証してもらえればなというふうに思います。避難の命令と言っても、レベル3の避難準備というのは高齢者が避難をしなさいということだと思えます。避難勧告というのはその対象の地域は全員避難というふうなことを以前に町から説明が、6月の全協のときに報告があったとおりで思えますけれども、であれば、そういったことをしっかりと伝達する必要があるかなというふうに思っています。

そんな中で先ほども答弁にありましたけれども、次の質問ですけれども、要配慮者や避難行動要支援者に関しての動きということで、町は民生委員や自治会のほうには報告していただいたみたいですが、その自治会の中で、なかなか地域によっては動いていたり動いていなかったりされたところもあったと思えます。やはり要支援者や避難行動要支援者の登録制度、この辺をもっと広く町民に周知していく必要があるのではないかなというふうに思いまして、この制度の仕組みを、町ホームページ等を活用して住民に周知していくということが望ましいと思えますけれども、その辺いかがお考えでしょうか。

防災安全室長 議員の御指摘の件につきましては、今は自治会長さん、民生委員さん、支援者の方々には機会に応じて、そういったところのアナウンスはさせてもらっているわけではございますけれども、町民の皆さん広くにというようなところでございますと、やはり若干周知の部分には不足があるかというふうに思いますので、そのあたりの対応は、今後検討のほうはさせていただきたいというふうに考えています。

以上でございます。

7 番 ほかの自治体を見ると、この制度について、いろいろホームページで広く周知をされていますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。この周知をしていく上で、まずちょっと本町の制度の見直しをしていただきたいなと思うところが、前議会のときにもいろいろ御指摘させてもらったんですけども、不同意者の名簿ができていないと言っていたんですけども、現行では町が把握している情報でできていると。いろいろ内閣府などにも問い合わせをして、どういったケースがいいのかということ、法では情報提供はできるよと、要するに個人情報に関係から災害が起きたときに同意がなくても提供はできるというところを法で縛っているんですけども、不同意者の名簿もきちんと整理していくというのは望ましいということはガイドラインにも取り組み指針にも書かれていましたし、内閣府の担当もそのようなことを言われていましたので、この辺を少しいろいろと時間がかかるかと思うんですけども、この辺を見直すというお考えはありますでしょうか。

介護福祉課長 不同意者の名簿ということで、現状で指針では不同意者に関しても往復の書簡、あるいは訪問をして名簿のほうをつくるようにというように示されております。現状私どももこの名簿の作成に当たっては、他業務をやりながら一人の職員が当たっているというような状況でございます。今回もまだ登録のほうをされていない270名に勧奨のほうをさせていただきましたが、勧奨に応じ登録された者は18名、いまだ反応されていない方が252名というような状況でございます。今後やはり課内の体制も整えた中で、往復書簡なり訪問するというような形をとりまして、名簿のつくり上げをしまいたいと思います。なお、こちらでわかる限りの名簿ということでは、実際には作成してあるということで御承知おき願いたいと存じます。

以上です。

7 番 よろしくお願いいたします。

次の、避難所の運営というか施設のことを確認したいと思います。私も台風のときに何カ所か避難所を確認させてもらったんですけども、大井小学校を見に行ったときには、職員の方が漏水というか雨漏りで非常に大変な思いをして対応されていた。先日の全協のとときには早速早い対応をしていただいて、早急に雨漏りの改善をしていただけるということで安心しました。

総合体育館のほうも9月の定例会で、補正で漏水調査を行うということが挙がっていました。この漏水調査の結果がもう出ているのかわからないですけども、実施されているかわからないですけども、その結果を踏まえて来年度、この漏水の解消に向けた改修工事を行うのか、まずお伺いします。

生涯学習課長 9月の補正予算で屋上の漏水原因特定調査委託ということで計上いたしました。業者は決まりまして、一週間以内の中で実際にその調査をやる段取りができたところがございます。散水等をした中でどこが雨漏りしているのかということ調査した結果をもとにして、来年度の予算に反映していきたいと考えています。ですから、段取りをして近々調査をやるということでございます。

以上です。

7 番 今回の台風によっていろいろな課題が見えてきて、町がそれに対してまた検証していくと言われましたので、ぜひともその辺はお願いしたいと思います。

次に町長の選挙公約の進捗状況についてということで、答弁いただいんですけども、ほとんど前回の答弁と同じで具体化されていないなというふうに印象を持ちました。時間もないので絞ってお聞きしたいと思います。

まず児童コミュニティクラブの障がい児の受け入れ、私はそもそも公約に挙げるような問題ではなくて、障がい児の受け入れというのは、これはあって当たり前のことだというふうに思っています。町長にお伺いしたいんですけども、これはそもそも今のところ対象者というか希望者がいないということでしたけれども、これが希望があれば、これは完全に受け入れなければいけないというふうに思っているんです。その辺の考えをお伺いします。

町長 先ほど答弁の中でもそういったいろいろ対応する職員だとか、そういったものが必要になると思います。もちろんそういったものを予算に組み立てて、

そういった体制をとらないとできないことだと思いますけれども、早い話をさせてもらえれば、そういった方向でやりたいと思っております。ですから、もしそういった希望者があって、コミュニティクラブで放課後過ごしたいという希望があるのならば、そういった方向で検討はしなければいけないという思いで、それは所信と何ら変わっておりません。いろいろ事情を聞くと大変なところもあるんです。その辺もある程度現場のことも聞かなければいけない部分もありますので、現状に即した中でやっていきたいと思っております。

以上です。

- 7 番 町長は理解されていると思っておりますので、その辺、希望者があれば、障がいや理由とする差別に当たると思っておりますので、その辺は受け入れて当然だというふうに思います。それに対しての対応もされるのが当たり前だというふうに私は思っております。

児童コミュニティクラブでもう1点、土曜日のことは私は今答弁を聞いてびっくりしたのが、ニーズがほとんどないのではないかなというふうに印象を持ちました。私が一つ提案したいのは、児童コミュニティクラブで長期休暇中の昼食の提供を希望されている方が意外と多かったですけれども、その辺御答弁いただければ、お願いします。

- 子育て健康課長 ただいまの御質問の長期休暇中のコミュニティクラブでの昼食の状況につきましては、現状問題があれば改善する方向で、提供していただきたいということで御希望があるようでしたら、こちらのほうも検討して対応してまいりたいと考えます。

以上です。

- 議 長 以上で、7番議員、清水亜樹君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は10時35分です。

(10時15分 休憩)

(10時35分 再開)

- 議 長 休憩を解いて再開いたします。

通告2番、3番議員、神保京子君。

- 3 番 通告2番、3番議員、神保京子です。

